

災害公営住宅の事前登録の概要

1. 事前登録の目的

事前登録は、東日本大震災等により女川町で住宅を滅失した方を対象に、**早期に具体的な再建場所や時期を被災した皆様に把握してもらい**、計画的に生活再建の準備を行っていただくために実施します。

災害公営住宅の入居には、この事前登録が必要です。
※登録をしないと入居することができない場合があります。

注意: 昨年まで行った個別面談は、事前登録ではありません。入居希望者は、必ず**事前登録の申込みをしてください。**

2. 申込みできる方

災害公営住宅に申込みできる方は、以下の要件を満たす必要があります。

- **東日本大震災等により女川町内で住宅を滅失した方**
 - ・全壊または全流出のり災判定を受けた方
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受けた方で、住宅を取り壊した方
- **女川町における「防災集団移転促進事業」、「土地区画整理事業」、その他都市計画事業の実施に伴い移転が必要になった方**

以下の①～④のいずれかに該当するかたは申込みできません

- ① 住宅再建に関する補助金を受給している方
- ② すでに公営住宅に入居されている方、または別の公営住宅に入居が決まっている方
- ③ 申込み時点で町税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がある方
- ④ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員の場合

3. 申込み受付期間、受付方法

<受付期間と時間>

【期間】平成26年9月1日(月)～平成26年9月30日(火)の平日
なお、平成26年9月27日(土)、28日(日)は、休日受付を行います。

【時間】午前9時から午後5時まで

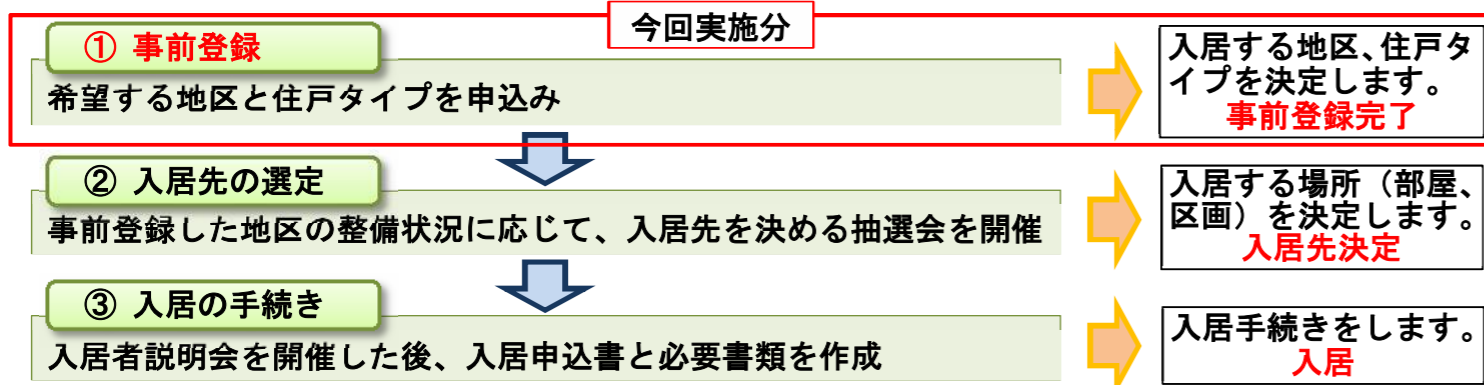
<受付方法> 窓口と郵送による受付を行います。

【窓口の場合】女川町役場仮設庁舎1階に専用窓口を設置

【郵送の場合】生活支援課住宅係まで必要書類を郵送(受付最終日の当日消印まで有効)

4. 事前登録から入居までの流れ

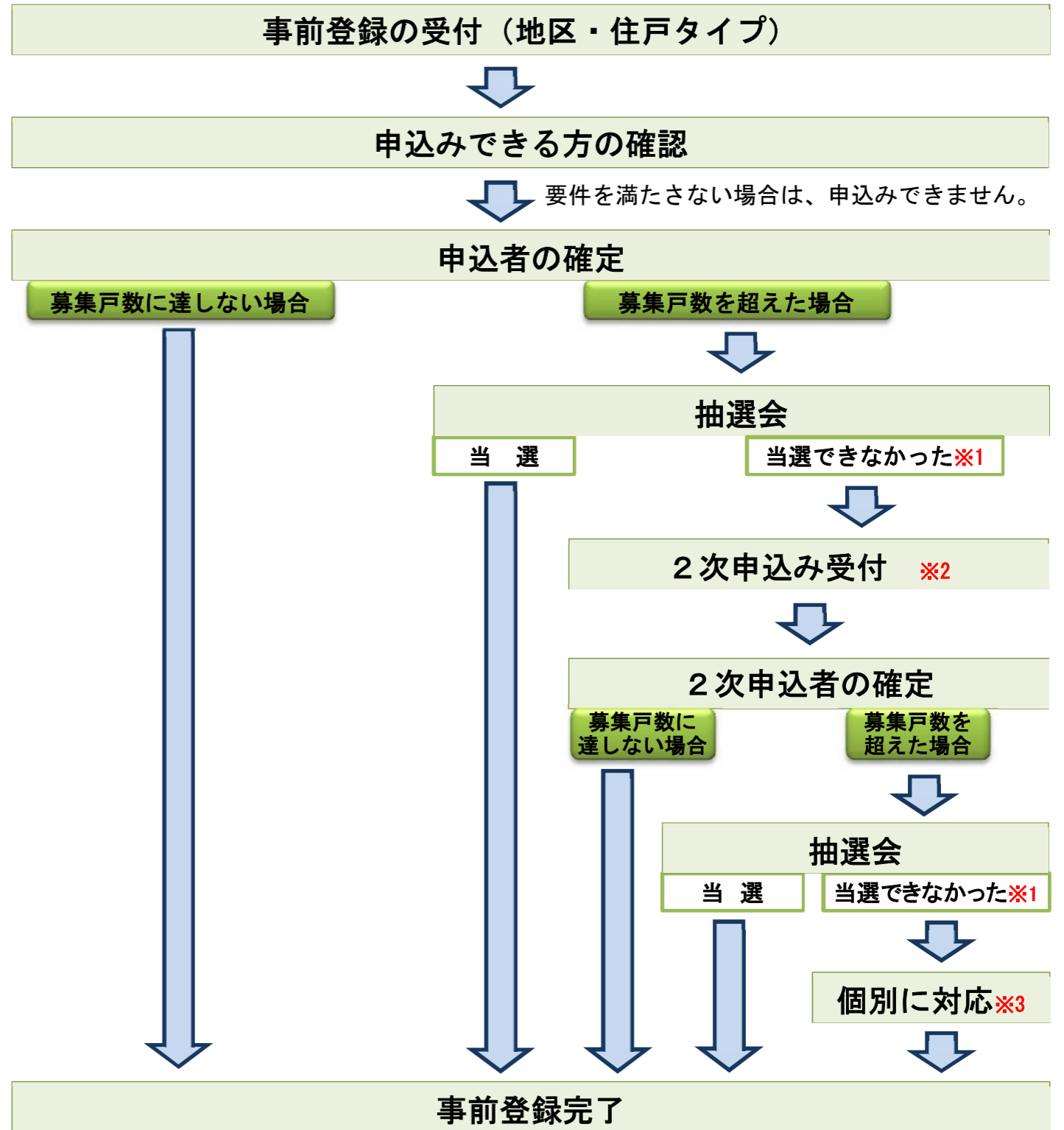
事前登録から入居までの流れは以下のとおりです。入居までに3つのステップがあります。今回実施する事前登録は、**入居する地区、住戸タイプを決定**します。



5. 事前登録の手順

事前登録の手順は、以下のとおりです。

今年度中には、**災害公営住宅の事前登録を完了**する予定です。



●事前登録で留意していただくこと

- ※1: 当選できなかった方は、**全員補欠とします**。(1次、2次とも)
当選者の辞退等があった場合、補欠順位の最上位から繰上げ当選となります。
- ※2: 2次申込みは、事前登録の受付をして当選できなかった方が対象です。
- ※3: 2次申込みで当選できなかった方は、個別に地区、住戸タイプを決定し登録します。

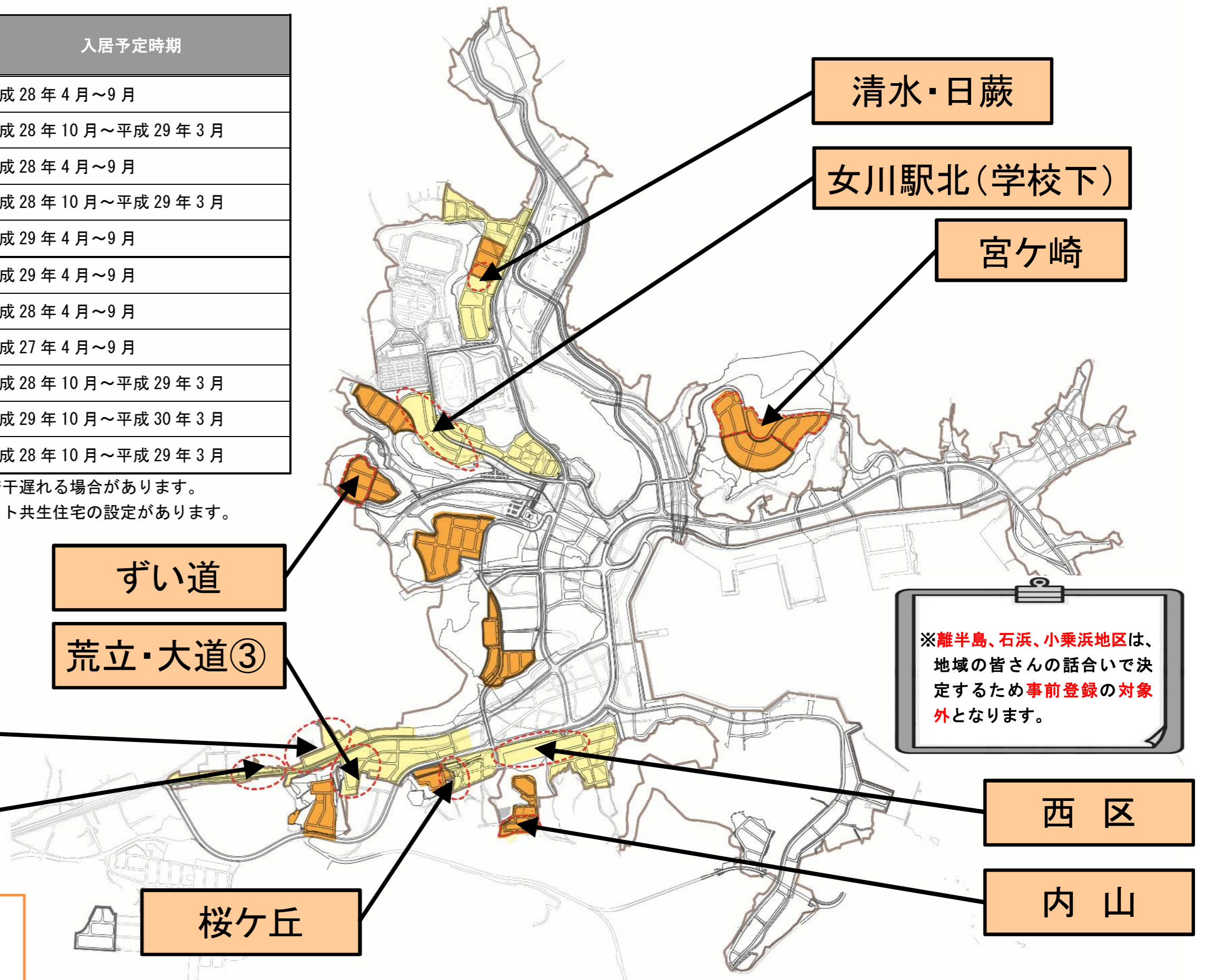
6. 事前登録の対象地区および募集内容

事前登録の対象地区は、図に示す10地区です。募集内容は、表を参照してください。

<募集内容>

地区名	種別	戸数 (予定)	入居予定時期
女川駅北(学校下)	集合住宅	145戸	平成28年4月～9月
ずい道		115戸	平成28年10月～平成29年3月
荒立・大道①		18戸	平成28年4月～9月
荒立・大道③		62戸	平成28年10月～平成29年3月
西区		62戸	平成29年4月～9月
荒立・大道②	戸建住宅	16戸	平成29年4月～9月
桜ヶ丘		11戸	平成28年4月～9月
内山		12戸	平成27年4月～9月
西区		30戸	平成28年10月～平成29年3月
宮ヶ崎		約70戸	平成29年10月～平成30年3月
清水・日蔭		19戸	平成28年10月～平成29年3月

- ・入居予定時期は、造成工事の遅延等により若干遅れる場合があります。
- ・集合住宅のうち募集戸数の多い地区は、ペット共生住宅の設定があります。
- ・戸建住宅は、ペットの飼育が可能です。
- ・戸数は、9月末までに確定します。



※離半島、石浜、小乗浜地区は、地域の皆さんの話合いで決定するため事前登録の対象外となります。

【お問い合わせ先】
 女川町生活支援課
 電話：0225-54-3131